危険木の伐採について助成金がでます(R4.4~)

【趣旨】

町では、住宅への倒木被害から住民の生命及び財産の保護を図るため、町内の危険木の伐採、撤去及び処分を行う人に対し、助成金を交付します。

【定義】

危険住宅…町民が実際に居住している住宅に倒木被害を受けるおそれのある住宅。ただし事務所または共同住宅を除く。

危険木・・・目通り直径おおむね20センチメートル以上、かつ樹高おおむね5メートル以上のもので、倒木により住宅に被害を与えるおそれのある立木。

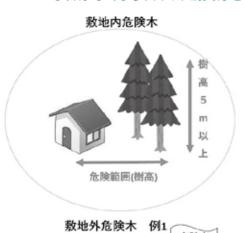
【助成金申請者】

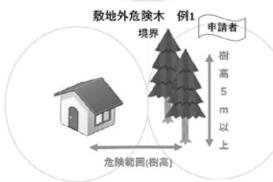
原則、危険木のある土地の所有者。ただし、申請者が危険木のある土地の所有者と異なる場合は、危険木のある土地の所有者の承諾が必要。

【助成金額】 事業費の2分の1 (上限50,000円)

【申請方法】 役場経済課へ申請書を提出。申請書は経済課窓口及びホームページに掲載。

※予算がなくなり次第、申請受付を終了します。





閱 経済課 農林振興係 ☎57-8504 担当:北嶋

普通自動車などを所有している皆さんへ

自動車税種別割の納付は5月31日までに

4月1日現在で自動車を所有している人へ、自動車税種別割の納税通知書を5月初めにお送りしています。納期限の5月31日までに、お近くの金融機関やコンビニエンスストア、熊本県の各広域本部、各地域振興局(鹿本については山鹿市役所)、自動車税事務所で納付していただきますようお願いします。

また、スマートフォン決済アプリを利用して、クレジットカード、電子マネー、インターネットバンキングによる納付も可能です。

【お問い合わせ先】

熊本県県北広域本部 収税課 **☎**25-4115 熊本県自動車税事務所 **☎**096-368-4020

軽自動車を保有している皆さんへ

軽自動車税(種別割)の納付は5月31日まで

4月1日現在で軽自動車を所有している人へ軽自動車税(種別割)の納税通知書を5月初めに送付します。納期限の5月31日までにお近くの金融機関で納めてください。

障害者手帳をお持ちの人の軽自動車税の減免申請について

令和4年4月1日までに身体障害者手帳の交付を受けている人で、下記の【減免の対象となる要件】を満たす場合には、申請により軽自動車税の減免を受けられる場合があります。

【減免の対象となる要件】

- ○身体障がい者等が所有者である軽自動車(身体障がい者等が18歳未満もしくは精神障がい者の場合、生計 を一にする人が所有者である軽自動車を含む)で、次のいずれかに該当するもの
- ①身体障がい者本人、または障がい者等と生計を一にする人が運転する軽自動車
- ②身体障がい者等のみで構成される世帯の場合、身体障がい者等を常時介護する人が日常的に介護するために運転する軽自動車
- ○構造が身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車

【必要書類】

- (1)軽自動車の減免申請書(納税義務者の個人番号の記入が必要)
- ②身体障害者手帳(等級指定あり)・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級
- ③運転する者の自動車運転免許証(表裏コピー可)
- ④自動車検査証(コピー可)
- ⑤申請者の印鑑
- ⑥令和4年度軽自動車納税通知書(納付していないもの)
- ※申請書は、町ホームページもしくは役場税務住民課窓口にあります。
- ※必要書類に不備がある場合は受付できませんので、必ず①から⑥すべて準備のうえ申請してください。
- ※減免できる自動車は普通自動車を含め、ひとりにつき一台となります。

【申請期限】

- ○令和4年5月24日(火)まで
 - ※期限までに申請がない場合は、減免を受けることはできません

【提出場所】

○南関町役場 税務住民課 住民税係 ☎57-8549

公道を走らない農耕用トラクタなどもナンバー登録が必要です

農業、工場、工事現場などでのみ使用される農業用トラクタなど下記の表に該当する小型特殊車両もナンバー登録の手続きが必要です。ナンバー登録をしていない車両をお持ちの方は手続きをお願いします。

構造及び原動機	最高速度及び大きさ	年税額
乗用装置を有する農耕用トラクタ、コンバイン、 田植機、農業用薬剤散布車など	最高速度35キロメートル未満のもの	2,400円
フォークリフト、ショベルカローダ、林内用作業車、草刈り作業車など	長さ4.70メートル以下、幅1.70メートル以下、 高さ2.80メートル以下に該当するもののうち、 最高速度15キロメートル以下のもの	5,900円

- ○車両の買替えなどを行われた際は新しくナンバープレートを交付しますので、古いナンバープレートと販売(または譲渡)証明書、本人確認書類(マイナンバーカードや免許証など)を揃えて税務住民課窓口にお越しください。
- ○軽自動車などを所有した日から15日以内にナンバー登録の手続きをしなければなりません。正当な理由がなく ナンバー登録の手続きをしなかった場合は、10万円以下の過料に処されることがあります。

問 税務住民課 住民税係 ☎57-8549